官報号外

官告事項

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成23年３月10日

関東地方整備局長　下保　　修

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道４号	栃木県さくら市箱森新田字十三人259番11から栃木県矢板市乙畑字前割1592番１まで
②一般国道17号	群馬県前橋市田口町字下田尻122番１から群馬県渋川市半田字向畑1763番１まで
③一般国道17号	群馬県前橋市富田町1319番５から群馬県前橋市上泉町字明安寺2875番まで
④一般国道17号	群馬県渋川市白井字北中道2364番２から群馬県渋川市上中郷字伊勢原429番１まで
⑤一般国道20号	長野県茅野市宮川字中野6633番１から長野県茅野市宮川字家下4490番７まで
⑥一般国道50号	茨城県筑西市栗島から茨城県筑西市中舘まで
⑦一般国道357号	東京都品川区八潮５丁目から東京都品川区八潮１丁目まで

２　指定する期日

①１の⑤以外については平成23年４月１日

②１の⑤については平成23年６月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年３月10日

関東地方整備局長　下保　　修

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道４号	栃木県さくら市箱森新田字十三人259番11から栃木県矢板市乙畑字前割1592番１まで
②一般国道17号	群馬県前橋市田口町字下田尻122番１から群馬県渋川市半田字向畑1763番１まで
③一般国道17号	群馬県前橋市富田町1319番５から群馬県前橋市上泉町字明安寺2875番まで
④一般国道17号	群馬県渋川市白井字北中道2364番２から群馬県渋川市上中郷字伊勢原429番１まで
⑤一般国道20号	長野県茅野市宮川字中野6633番１から長野県茅野市宮川字家下4490番７まで
⑥一般国道50号	茨城県筑西市栗島から茨城県筑西市中舘まで
⑦一般国道127号	千葉県館山市北条1231番２から千葉県南房総市富浦町深名字杉原564番１まで
⑧一般国道357号	東京都品川区八潮５丁目から東京都品川区八潮１丁目まで
⑨中部横断自動車道	長野県佐久市伴野字橋落1030番１から長野県小諸市大字御影新田字野火付428番１まで

２　指定する期日

①１の⑤以外については平成23年４月１日

②１の⑤については平成23年６月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年３月10日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道10号	大分県大分市錦町３丁目3389番６から大分県大分市錦町３丁目4385番５まで
一般国道202号	福岡県福岡市西区今宿町字高田267番１から福岡県糸島市波多江馬渡301番１まで
一般国道208号	福岡県柳川市東蒲池字榎町21番１から福岡県大川市大字三丸字深町1037番１まで
一般国道208号	熊本県玉名市立願寺字松尾1392番１から熊本県玉名市岱明町西照寺字大浦659番２まで
一般国道210号	福岡県久留米市田主丸町常盤正ノ前237番２から福岡県うきは市吉井町鷹取黒原96番３まで
一般国道220号	宮崎県日南市油津２丁目６番23から宮崎県串間市大字高松字簾1469番まで
一般国道220号	鹿児島県鹿屋市海道町779番１から鹿児島県垂水市新城字梶ヶ平4346番１まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成23年３月10日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道10号	大分県大分市錦町３丁目3389番６から大分県大分市錦町３丁目4385番５まで
一般国道202号	福岡県福岡市西区今宿町字高田267番１から福岡県糸島市波多江馬渡301番１まで
一般国道208号	福岡県柳川市東蒲池字榎町21番１から福岡県大川市大字三丸字深町1037番１まで
一般国道208号	熊本県玉名市立願寺字松尾1392番１から熊本県玉名市岱明町西照寺字大浦659番２まで
一般国道210号	福岡県久留米市田主丸町常盤正ノ前237番２から福岡県うきは市吉井町鷹取黒原96番３まで
一般国道220号	鹿児島県鹿屋市海道町779番１から鹿児島県垂水市新城字梶ヶ平4346番１まで

２　指定する期日　平成23年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年３月10日

九州地方整備局長　中嶋　章雅